

## 特定労務管理対象機関の指定基準

- ・指定を予定する水準ごとに以下の I から VI の要件を満たす必要がある。

	特例水準	項目	要件	指定の基準	根拠法令等	確認資料(例示)
I 医療機能	B	救急医療	・三次救急医療機関 ・「二次救急医療機関」かつ「救急車の受入件数年間1000件以上もしくは夜間・休日・時間外の入院件数年間500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保について重要な役割を担う」	いずれかを満たす	法第113条第1項第1号 令和4年厚生労働省告示第9号	救急医療機関であることを証明する書類
		居宅等における医療	居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす	積極的に果たすとして認められる	法第113条第1項第2号	居宅等における医療を提供する役割を積極的に担っていることを証明する書類
		地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認める	申請医療機関以外で提供することが困難な医療を提供するもしくは地域医療の確保のため必要な機能を有すると認められる	法第113条第1項第3号	がん診療の拠点医療機関であることを証明する書類
	連携B	医師派遣	他の病院又は診療所に医師の派遣(当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたもの)を行う	医師派遣を行う	法第118条第1項	・派遣先医療機関からの辞令 ・医師に対する副業・兼業許可書
	C-1	研修医	・臨床研修を受ける医師 ・専門研修を受ける医師	臨床研修医もしくは専門研修医の主たる勤務先である	法第119条第1項	(承認を受けたものに限る) ・臨床研修プログラム ・専門研修プログラム
	C-2	高度な技能を取得するために行われる研修に従事する医師	・特定分野における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって当該研修を受ける医師(高度な技能を取得するための研修に関する計画が作成された者であって、当該技能の取得のための研修を受けることが適用であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者に限る)	厚生労働大臣の確認を受けた医療機関・医師である	法第120条第1項	(審査機関の承認を得たものに限る) 医療機関申請書、技能研修計画、審査結果の通知書
II	全ての水準	時間外・休日労働時間	I に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要がある	(副業・兼業先も通算して対象業務の)時間外・休日労働時間が年960時間を超える	規則第80条 規則第87条 規則第94条 規則第101条	評価センターの評価を受けた時短計画の案
III	全ての水準	時短計画の案	・当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されている ・当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況 ・当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ・当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 ・上記のほか当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	評価センターの評価を受けた時短計画の案にいずれも記載されている	法第113条第3項第1号 規則第82条第1項	評価センターの評価を受けた時短計画の案
	C-1		臨床研修又は専門研修を効率的に行うための取組に関する事項		規則第96条第1項第2号	
IV	全ての水準	面接指導並びに休息時間の確保	規定された面接指導並びに休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている	面接指導、休息時間の確保の体制が整備されている	法第113条第3項第2号 法第108条第1項 法第123条第1項第2項	評価センターの評価結果、体制の整備が確認できる書類
V	全ての水準	労働関連法令の違反	労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがない	違反等がないと認められる	法第113条第3項第3号 令第14条 規則第82条第2項	誓約書
VI	全ての水準	評価センターの評価結果	法第132条の規定により通知を受けた病院又は診療所の評価の結果を踏まえなければならない	評価センターから評価結果が通知されている	法第113条第4項	評価センターの評価結果

- ・法：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律第3条の規定による改正後の医療法をいう。
- ・規則：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第2条の規定による改正後の医療法施行規則をいう。
- ・令：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第1条の規定による改正後の医療法施行令をいう。